

## 景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1515-1号  
令和2年(2020年)12月7日

嶋崎 真也 様

鎌倉市長 松尾



次のとおり通知します。

景観協議番号	第2-21号					
土地利用類型の名称	谷戸の住宅地					
景観地区	<input type="checkbox"/> 内	<input checked="" type="checkbox"/> 外				
行為の場所(地名地番)	鎌倉市佐助二丁目821番1、822番7、822番8、822番18					
行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input checked="" type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更			
特定地区	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 由比ガ浜	<input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央	<input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区	<input checked="" type="checkbox"/> 外	
協議事項	<地区の特性・課題>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所もある。</li> <li>静かで落ち着いた雰囲気を持つ面もある一方、道路幅員が狭く、また地形的な制約から行き止まりとなる道路が多く、防災上の問題がある。</li> </ul>					
<景観形成基準に係る協議内容>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>形態は、低層の勾配屋根とすることで、周囲の山並みと調和している。</li> <li>建築物の外壁、屋根の基調色は、基準内となっている。</li> </ul>						
以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。						
備考						